


# 全国港湾Fax通信

No. ....

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾 18FAX第48号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長	2018年 12月 27日 時 分
殿	(発信者) 全国港湾検数検定小委員会 光部 

(件名)

## 12/20 労使検数検定小委員会報告

(本文) 標記委員会での協議内容を下記の通り報告する。

1. 日 時：2018年12月20日(木) 14時～15時15分
2. 場 所：日本港湾協会3階会議室
3. 参加者： 労側 5名、業側 5名、日港協2名 計 12名  
 労側 全国港湾：遠藤部会長(検定労連) 光部事務局長(検数労連)  
 全港湾：松永 日港労連：竹内 検定労連：園田  
 業側 全日検 : 宇和村常務理事、乾労務次長  
 日本貨物検数協会：木下常務理事  
 日本海事検定協会：赤羽センター長  
 新日本検定協会 : 浜田理事  
 日本港湾協会 : 田中労務部長、吉田部員

### 4. 協議概要(要旨)

(1) 前回小委員会(18年7月18日)では、組合側が協議促進に向けて業側に提出していた「協定書(案)のたたき」に対する考え方を求めた。業側は協定書(案)の内容全般については、ハードルが高いとしたうえで「指定事業体のあり方を含む運用の見直し」等が共通課題である旨を回答してきた。各社の具体的意見としては「1999年の港湾運送事業の規制緩和以降、今日まで検数検定事業者は適正料金収受に向けた動き、自家検の増加など当初の指定事業体設立時とは異なる事業運営を余儀なくされる状況となった」さらに「各社の指定事業体は元々、株式会社として事業展開をしており自立した企業として存在していることから、すべてを本体に受け入れる性格のものではない」としてきた。組合側は今日までの4検事業者を取り巻く情勢には「適正料金収受」等が背景にあることを重く受け止めながら、適正料金問題や指定事業体の運用面などについて内部検討していくこととした。

(2) 組合側は前回小委員会での業側意見を内部検討(11/6,12/13)を重ねてきた結果、概ね下記5点の内容を確認した。

- ・ 一定の中間的な「とりまとめ」は必要であると判断する。
- ・ 「中間とりまとめ」については、4検査事業者の共通課題である「指定事業体の今後運用のあり方」を労使共通の課題とする。
- ・ 最終的な「中間とりまとめ」については、2016年2月9日付「指定事業体のあり方に関する

- ・ 最終的な「中間とりまとめ」については、2016年2月9日付「指定事業体のあり方に関する申し入れ（3項目）」以降、今日までの小委員会協議の中間到達として明文化する。
- ・ 中間到達については、指定事業体課題の協議を終了させる性格のものではなく、あくまでも中間的な到達として整理していくこととする。
- ・ 以上の点を確認したうえで「標準者賃金問題」「港労法の全職種問題」の協議を促進していくこととする。

(3) 今回小委員会（18年12月20日）では、前回小委員会での4検共通課題である「指定事業体のあり方を含む運用の見直し」等について組合内部で検討してきた結果を報告した。

具体的には、前回小委員会（7/18）で業側から出された「適正料金や自家検、指定事業体のあり方や運用」などについての課題は、組合側としても重く受け止めたうえで、現時点での労使の到達点として「労使確認事項」を明文化していきたい旨を強調した。

業側は協議途中、一旦休憩に入り、日本港運協会労務部長も参加しながら、組合側が提案した労使到達について内部検討に入った。その結果、下記の「労使確認事項（案）」を口頭で回答してきた。

(4) 検数検定小委員会での労使確認事項（案）

これまでの検数検定小委員会での4検査機関の指定事業体対策の労使協議経過を踏まえた上で「指定事業体のあり方」については、4検労使共通課題とすることを検数検定小委員会にて確認する。

(5) 組合側は上記の口頭による労使確認事項（案）の内容については、概ね了解する旨を表明したうえで協議を終えた。

最終的な労使確認事項については、日本港運協会労務部を通じて4検査事業者署名および組合側署名を交わしていくこととした。

以上